



**猛暑、酷暑、炎暑** 太陽の申し子のような「ひまわり」が、連日の猛暑にウンザリしている。さすが、人間様は暑さ対策で耐えているが、朝6時の第一声で始まる蝉の大合唱が、この暑さで声を潜め、全然泣かなくなった。そればかりか、異様な黑影で、カァカァと威圧するカラスまでお休みときたら、世の中の仕組みは「まか不思議」の連鎖で、一体どうなっているのだろう。複雑な生態系と、自然環境のバランスの大切さを思い知る。日本の気候による農業被害は「冷害と日照不足」なのだと思っていたら、これまた、とんでもなく「猛暑と来ない台風」でも、水不足が聞かれないのはありがたい。乞う猛烈注意・熱中症!何事にも元気がよいです。(大泉公園にて) フォト エッセー 藤本 俊一(APA JPS)

- 協会けんぽの決算(平成21年度)のお知らせ
- 協会けんぽの21年度事業報告書について
- 標準報酬月額を被保険者へお知らせください
- 平成22年9月分(11月1日納期分)から厚生年金保険の保険料率が改定されます
- 保険給付金なども変わります!

職場内で回覧しましょう

加入者・事業主の皆さまへ

# 協会けんぽの決算(平成21年度)のお知らせ

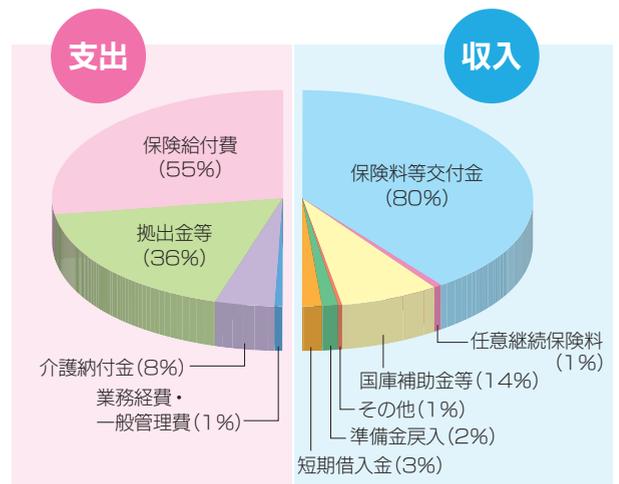
～単年度4,830億円の赤字、累積3,491億円の赤字～

皆さまから納めていただいた保険料などの収入と皆さまへの医療サービスに支払われた給付金などの支出の収支差は、平成21年度の単年度で4,830億円の赤字となり、準備金を取り崩しても3,491億円の赤字となりました。

以下の表は平成21年度の健康保険（医療分と介護分）の予算と決算の内容とこれらの差額を示したものです。また、収支に占める割合の大きい項目（①～④）に関する内容を以下に記載しています。

(単位：億円)

	21年度予算	21年度決算	差額
収入	保険料等交付金 ①	67,500	63,392 ▲4,108
	任意継続保険料	1,165	1,188 ▲23
	国庫補助金等 ②	10,890	10,860 ▲30
	その他	506	398 ▲108
	準備金戻入	1,494	1,339 ▲155
	短期借入金	7,080	2,410 ▲4,670
	計	88,636	79,588 ▲9,048
支出	保険給付費 ③	45,417	44,513 ▲904
	拠出金等 ④	28,773	28,773 0
	介護納付金	6,218	6,218 0
	業務経費・一般管理費	1,227	977 ▲250
	その他	302	188 ▲114
	借入金償還金(利息)	6,698	1 ▲6,698
	計	88,636	80,670 ▲7,966
収支差	0	▲1,082 ▲1,082	
短期借入金、準備金戻入を 含まない単年度収支差		▲4,830	
準備金		▲3,491	



単年度収支差 ▲4,830億円

※短期借入金と借入金償還金の予算と決算の違い、その他、より詳しい決算の内容は、協会けんぽのホームページに掲載しております。

## ①保険料等交付金

収入の約80%を占める保険料は、加入者の皆さまの給与水準（標準報酬月額）をもとに決められます。21年度は予想を上回る景気の落ち込みによる賃金水準の下落等に伴い、保険料等交付金の収入は予算よりも4,108億円少ない額となりました。

## ②国庫補助金等

収入の約14%を占める国庫補助金等は、加入者の皆さまが医療を受けた際に協会けんぽ（健康保険）から医療機関に支払われる医療費などに対する国からの補助金です。

## ③保険給付費

支出の約55%を占める保険給付費は、協会けんぽから医療機関に支払われる医療費や加入者の皆さまが病気などで会社を休まれたときの給付金、出産時の一時金などです。医療費については、21年度の夏から秋にかけて流行した新型インフルエンザに加え、例年通り冬の季節性インフルエンザが流行することを見込んでいましたが、実際には季節性インフルエンザの流行がなかったことから、予算よりも904億円少ない額となりました。

## ④拠出金等

支出の約36%を占める拠出金等は、高齢者の方の医療費をまかなうために後期高齢者医療広域連合（75歳以上の方が加入する保険）などへ支出されるものです。



協会けんぽでは、皆さまの健康水準の向上と良質で効率的な医療サービスを受けていただけるようにするとともに、今後の保険料の上昇を抑えていくための取り組みを進めています。(21年度の事業内容については裏面をご覧ください)

私どもは、加入者・事業主の皆さまにとって、よりよい健康保険となるよう、皆さまとともに進めていきたいと考えております。今後とも皆さまのご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



全国健康保険協会 大阪支部

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

# 協会けんぽの21年度事業報告書について

協会けんぽ（20年10月設立）が年度を通じて事業を実施するのは、21年度が初めてとなります。今回、初めて年度を通じた事業報告書を作成しましたので、その一部をご紹介します。

※21年度の事業報告書については、協会けんぽのホームページをご覧ください。加入されている協会けんぽの支部へお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。



## 加入者、医療費の状況

- 加入者数は、21年度末現在で約3,500万人となっており、20年度末に比べて約12万人増加しています。
- 加入者ご本人（被保険者）1人当たりの平均標準報酬月額（給与）は、21年度末現在で約27.7万円であり、20年度末に比べ3.0%減となっています。
- 21年度の加入者1人当たりの医療給付費は11万2,490円で20年度に比べて2.7%増となっています。

## サービス向上のための取り組み

- 21年度から、健康保険給付の申請の受付から振込までの所要日数の目標を15営業日から10営業日に短縮しました。22年3月現在の目標達成率は94.1%となっています。
- 健康保険事業に関する広報や相談等を推進するため、事業所における健康保険委員の委嘱を進め、21年度末時点で約5万8千人の方々へ委嘱しました。
- 高額療養費の未申請者向けに、あらかじめ必要事項を記載した申請書を送付する案内を行っています。20年度末では17支部で未実施でしたが、21年度末では全支部で実施しています。

## ジェネリック医薬品の使用促進

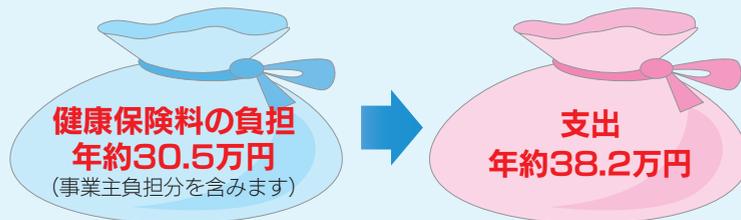
- ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担分の軽減額を通知する取り組みを21年度から開始しました。
- 22年1月から6月にかけて順次、全国的に約150万の加入者の方へ通知しています。

## 特定健康診査・保健指導

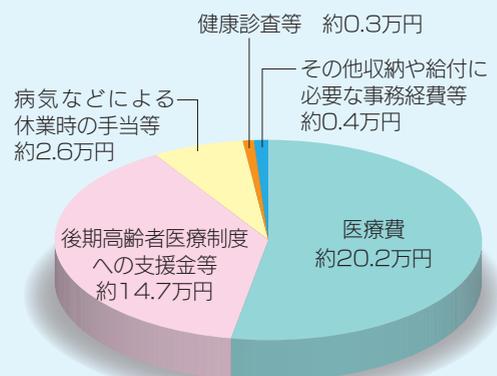
- 20年度から40歳以上の加入者に対する特定健診・保健指導が医療保険者に義務づけられ、国から達成目標が示されています。この目標の達成に向けて、特定健診等を推進しています。
- 21年度の40歳以上の加入者ご本人（被保険者）の健診実施率は38.3%（速報値）となっており、20年度と比較して2.4%の増となりましたが、目標（42.5%）には達しませんでした。
- 21年度の加入者ご本人（被保険者）に対する保健指導の実績は初回面談が約12万7千人、6カ月後の評価実施が約4万4千件となっています。実施率は4.8%と目標（32.7%）を大きく下回りました。

## 加入者の皆さまの保険料は、平成21年度ではこのように使われています

加入者ご本人（被保険者）1人当たりに換算すると、保険料と国庫補助は、以下のような用途に充てられています。



※保険料のほか国庫補助等により約5万円が給付に充てられています。また、不足分は借入金等によりまかなわれています。



## 標準報酬月額を被保険者へ お知らせください



7月に提出していただきました算定基礎届により決定（定時決定）した新しい標準報酬月額は、今年の9月から来年8月までの保険料の基礎となります。

算定基礎届により決定した標準報酬月額は、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によりお知らせしておりますので、事業主の方は、標準報酬月額を被保険者にお知らせください。

ただし、6月1日以降に資格取得された方や7月以降に随時改定または育児休業等終了時改定により標準報酬月額が改定された方は、今回の定時決定の対象にはなっていません。

## 平成22年9月分（11月1日納期分）から 厚生年金保険の保険料率が改定されます

**厚生年金保険の新保険料率は、160.58/1000です**

各被保険者の標準報酬月額に保険料率をかけて算出した金額が毎月の保険料額になり、事業主と被保険者が負担します。

平成22年9月分（11月1日納期分）から厚生年金保険の保険料率が変更となります。

また、保険料計算の基礎となる標準報酬月額が、算定基礎届により決定（定時決定）した新しい標準報酬月額となります。

保険料控除額につきまして、お間違いのないようご確認をお願いいたします。

男子（第1種）・女子（第2種）  
**1000分の160.58**

厚生年金基金  
加入事業所

1000分の136.58～1000分の110.58の  
27段階で基金ごとに定められた率

坑内員・船員  
（第3種）  
**1000分の  
166.96**

なお、保険料額表については、年金事務所より8月に送付されておりますが、日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）からもご覧いただけます。

## 保険給付金なども変わります！

傷病手当金などの保険給付金も9月1日分以降は、新しい標準報酬月額に基づいて計算され支給されます。

また、在職中で老齢厚生年金を受給している方（昭和12年4月1日以前生まれの方を除く）は、年金の支給停止額が変更となる場合があります。



**くわしくは管轄の年金事務所へお問い合わせください**